



建築確認申請（計画変更も含む）・確認完了検査申請の

郵送等受付・交付サービス 実施フロー図

このたび当社では申請者の利便性向上のため、郵送等による建築確認申請・完了検査申請の受付・交付業務(郵送等受付・交付サービス)を2017年8月から開始いたしました。

是非ご利用下さい。

サービス開始

お客様（依頼者・代理者）

送等受付・交付サービス利用申込書に必要事項を記入後、Email・FAX 送付

様式裏面参照

FAX
Email

株式会社山形県建築サポートセンター

利用申込書の内容確認、審査引受可能の可否判断を実施

可能な場合：

郵送等申請サービス利用引受証発行

不可な場合：電話連絡

お客様（申請者・代理者）

郵送等受付・交付サービス利用引受証

の受領後、その写しを添付し本申請書類一式を郵送または信書扱い宅配便等で送付

FAX
Email
☎

郵送等

株式会社山形県建築サポートセンター

書類受領後、受付審査を実施

可能な場合：

本申請受付結果連絡票発行、手数料納付依頼（FAX・Email）

不可な場合：書類一式返却

お客様（申請者・代理者）

本申請受付結果連絡票に記載の手数料を指定口座に振込納付

本申請受付結果連絡票に振込受領書等を添付しEmail・FAX 送信

振込納付の領収証は発行しませんのでご了承願います。

FAX
Email

FAX
Email

☎

郵送等

株式会社山形県建築サポートセンター

手数料納付確認後本審査開始

契約関係書類発行（郵送等）

本審査指摘事項連絡（電話）

建築確認の指摘事項がない場合は確認済証発行（郵送等）

完了検査の実施

完了検査指摘事項連絡（電話）

完了検査の指摘事項がない場合は完了検査済証発行（郵送等）

手数料納付
確認日が
正式受付日

お客様（申請者・代理者）

指摘事項に対する回答資料・差替図面等を郵送等で送付

完了検査時の指摘事項があれば対応書類等を送付提出

【指摘事項なし】
郵送等

郵送等

株式会社山形県建築サポートセンター

指摘事項修正、差替え作業実施

是正完了確認後決済処理

決済後、確認済証発行（郵送等）

完了検査済証発行（郵送等）

お客様（申請者・代理者）

確認済証 受領
完了検査済証 受領

（受領確認連絡）

郵送等

FAX
Email

サービス終了

郵送等受付・交付サービスとは郵便・信書扱い宅配便等による書類の送付やFAX・Emailによる情報交換手段を可能な限り使用し、直接当社に来所せずとも建築確認・完了検査の手続きが可能となるサービスです。

（対象：建築基準法第6条第1項第4号の建築物に関する申請等に限る）

①

株式会社山形県建築サポートセンター

※①様式は利用申込者側で記入願います

郵送等受付・交付サービス利用申込書

※以下の□欄には、該当項目についてチェックを入れてください。

申請先	<input type="checkbox"/> : 本社	Email: info@asc-y.co.jp	FAX: 023-645-6601	☎023-645-6600
	<input type="checkbox"/> : おきたま事務所	Email: okitama@asc-y.co.jp	FAX: 0238-37-1718	☎0238-37-1717
	<input type="checkbox"/> : 庄内事務所	Email: shonai@asc-y.co.jp	FAX: 0235-68-2071	☎0235-68-2271

※山形県内の建設地であればいずれの申請先でも申し込みが可能です。

<input type="checkbox"/> : 確認済証の郵送等を希望します。	利用申込年月日	年	月	日
<input type="checkbox"/> : 確認済証は取りにいきます。	依頼者(代理者)			
<input type="checkbox"/> : 検査済証の郵送等を希望します。	建築士事務所名			
<input type="checkbox"/> : 検査済証は取りにいきます。	電話番号			
	FAX番号			

下記の申請について、郵送等受付・交付サービスの利用を申し込みます。

記

<input type="checkbox"/> : 建築確認申請	サービス利用申込時は建築計画概要書(二面・三面)の写を添付願います
<input type="checkbox"/> : 計画変更確認申請	サービス利用申込時は建築計画概要書(二面・三面)の写を添付願います

<input type="checkbox"/> : 建築確認完了検査申請 (必ず事前に電話で検査日時等を確認のうえ本様式をFAX又はEmail願います)				
建築確認番号		検査希望日時		
建築確認年月日		月日	月	日
建築主名		時間	午前	時
建設地			午後	時

郵送等受付・交付サービス対象案件の確認(以下の項目について確認のうえ□欄にチェックを入れてください。)

- : 建築基準法第6条第1項4号の建築物に関する申請であること
- : 建設地の行政庁担当者より担当項目に関し、確認を得た現地調査票が添付可能であること
- : 設計者が本県登録以外の2級・木造建築士の場合は、免許登録都道府県の建築士会発行の建築士登録状況証明書及び定期講習受講証明書等の添付が可能であること
- : 当社から確認済証の交付を受けた案件の計画変更申請または完了検査申請であること

②

株式会社山形県建築サポートセンター

※②様式はサポートセンター側で記入願います

郵送等受付・交付サービス利用引受証

第 年 月 日

依頼者(代理者) 様

(株)山形県建築サポートセンター
: 本社 : おきたま : 庄内

社判なし無効

- ① 年 月 日付で利用申請がありました郵送等受付・交付サービスについては利用引き受けを行いますので、本申請書類一式の郵送等をお願いいたします。その際、本様式(利用引受証に当社社判印の押印があるもの)の写しを同封願います。
- ② 手数料は、本申請受付審査後に発行する「本申請受付結果連絡票」に記載された金額をご確認のうえ当社指定口座に振込願います。入金が確認され次第、本申請受付となります。
- ③ 振込入金の領収証は発行いたしませんので、ご了承願います。
- ④ 本審査・完了検査は、本申請受付後となりますので、あらかじめご了承ください。
- ⑤ 詳細については、「本申請受付審査結果連絡票」をご確認願います。
- ⑥ 受付審査の結果、郵送等受付・交付サービスの対象外案件であることや、当社での審査が出来ない案であることが明らかとなった場合は、本申請受付を行わず書類一式を返送いたします。その際の送料は依頼者負担となりますのでご了承ください。

1905-V1